

滋賀県後期高齢者医療広域連合の物品買入れ等の一般競争入札執行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、滋賀県後期高齢者医療広域連合が行う物品の買入れ若しくは修繕の請負又は役務の提供(建設工事又は庁舎維持管理に係るものを除く。)に係る一般競争入札(以下「入札」という。)の執行について、別に定めがあるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(入札の手続)

第2条 滋賀県後期高齢者医療広域連合契約規則(平成19年滋賀県後期高齢者医療広域連合規則第5号。以下「契約規則」という。)第2条第4号に規定する契約担当者(以下「契約担当者」という。)は、入札を執行する必要が生じたときは、速やかに入札のための手続をとらなければならない。

(入札に参加する者に必要な資格)

第3条 契約担当者は、入札に付そうとするときは、入札に参加する者(以下「入札参加者」という。)に必要な資格を入札案件ごとに定めなければならない。

(資格の公示)

第4条 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたときは、契約規則第4条の規定に基づき入札参加者の資格の公示を行い、名簿を作成しなければならない。

2 前項に定める公示は、広域連合のホームページに掲載することにより行うものとする。

(入札の公告)

第5条 契約担当者は、入札に付そうとするときは、契約規則第5条各号に掲げる事項を入札案件ごとに公告しなければならない。

2 入札の公告は、広域連合のホームページに掲載することにより行うものとする。

(入札参加資格の確認)

第6条 契約担当者は、入札に付そうとするときは、入札参加者が前条第1項の規定に基づく入札公告で示した資格を有していることを入札執行前に確認しなければならない。

2 前項の規定に関わらず、契約担当者が必要と認める場合は、開札後、入札執行者(契約規則第14条第1項に規定する入札執行者をいう。以下同じ。)に予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって入札を行った者についてのみ資格の確認をさせることができる。

(入札執行者)

第7条 入札は、契約規則第14条第1項に規定する入札執行者(以下「入札執行者」という。)が行うものとする。

(入札の取りやめ等)

第8条 入札執行者は、入札参加者が連合し、又は不穏の行動をとったとき、その他入札の公正な執行に支障があると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

2 入札執行者は、前項に規定する場合のほか、天災地変その他やむを得ない理由があるときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることができる。

3 入札執行者は、前2項の規定により入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめたときは、直ちにその理由を付して契約担当者に報告しなければならない。

(入札説明会の不参加者の取扱い)

第9条 入札執行者は、入札に先立って入札内容等の説明会（以下「入札説明会」という。）を行う場合は、これに参加しなかつた者を当該入札に参加させることができない。

(入札又は入札説明会の遅刻者の取扱い)

第10条 入札執行者は、入札説明会又は入札の定刻に遅れた者を当該入札説明会又は入札に参加させることができない。

(入札参加者の遵守事項)

第11条 入札執行者は、次の各号に掲げる事項を入札参加者に遵守させ、違反したと認められたときは退場を命ずることができる。

- (1) 入札執行中に入札執行室へ出入りしないこと（特に認めた場合を除く。）。
- (2) 入札執行中に私語、放言等をしないこと。
- (3) 入札関係者以外の者を入札執行室へ入室させないこと。
- (4) 酒気を帯びて入札室へ入室しないこと。
- (5) その他入札執行者が特に指示した事項

(入札執行宣言)

第12条 入札執行者は、入札の定刻になったときは、直ちに入札を開始する旨の宣言をしなければならない。

(入札参加者の確認)

第13条 入札執行者は、前条の宣言を行った後、直ちにあらかじめ提出されている参加資格を確認するための書類等により出席者の確認をするものとする。

2 入札執行者は、入札をする者が代理人であるときは、入札書の投函前に委任状を提出させなければならない。

(疑義等の確認)

第14条 入札執行者は、入札参加者に対し、入札書の投函前に第5条の規定により公告した事項等について疑義がないかどうか確認しなければならない。

(入札書の作成及び投函)

第15条 入札は、所定の入札箱に入札書を投入させて行う。ただし、郵便による入札は、この限りでない。

(入札の無効等)

第16条 入札の無効は、契約規則第13条に規定する場合とする。

2 最低制限価格を設けた場合において、最低制限価格未満の価格の入札者は失格とする。
3 再度入札を行う場合において、直前の入札における最低入札価格以上の価格の入札者は失格とする。

(開札)

第17条 入札執行者は、入札参加者全員の投函を確認した後、直ちに入札参加者を立ち会わせて開札を行うものとする。

2 前項において、入札参加者が立ち会わないときは、入札執行事務に關係のない職員を立ち会わせて行うものとする。
3 入札執行者は、第1項の開札を行ったときは、前条に規定する無効入札及び失格入札以外の最低入札価格を読み上げなければならない。

(落札者の決定)

第18条 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。ただし、令第167条の13において準用する令第167条の10の規定に該当するときは、この限りでない。

(再度入札)

第19条 入札執行者は、開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の入札がないとき（最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないとき。）は、予定価格に達しない旨を宣言し、直ちに再度の入札をすることができる。

2 前項の場合において、入札執行者は、第16条第2項又は第3項に規定する失格者を、再度の入札に参加させることができない。

(入札執行回数等)

第20条 入札執行回数は、1件につき2回を限度とする。ただし、入札執行者が特に必要と認めたときは、1回に限り延長することができる。

- 2 前項の限度内において落札者がないときは、随意契約の手続きに移ることができる。
- 3 前項の随意契約の手続きは、上位1、2者程度の見積りによって行うものとし、契約に至らないときは、当該入札を打ち切るものとする。
- 4 入札を打ち切った場合において、改めて入札を執行しようとするときは、参加資格や仕様等を変更し再度入札の公告を行うものとする。

(見積内訳書の徵取)

第21条 入札執行者は、必要と認めるときは、入札参加者に見積内訳書の提出を求めることができる。

(入札終了の宣言)

第22条 入札執行者は、入札を終了しようとするときは、入札終了する旨の宣言をしなければならない。

(落札とならないとき等の報告)

第23条 入札執行者は、落札者が決定しないとき、又は第20条第3項の規定による随意契約ができないときは、速やかに契約担当者に報告しなければならない。

附 則

この要領は、平成30年5月25日から施行する。